

Web

労働おいた

Roudou
ITA

2012/9

第 21 号 (通巻第 715 号)

制作・発行

大分県商工労働部労政福祉課

～年々増加するいじめ・嫌がらせの相談～

職場からパワーハラをなくそう

民事上の個別労働紛争相談 『いじめ・嫌がらせ』が全体の 15.1%

職場におけるパワーハラスメントは、働く人の尊厳を不当に傷つける行為であるとともに、働く人の能力を十分に発揮することの妨げにもなります。


セクハラが、法により定義がされ、事業主に対して防止のための措置が義務づけられているのに対し、パワーハラについては、いまだに法による定義がされていません。

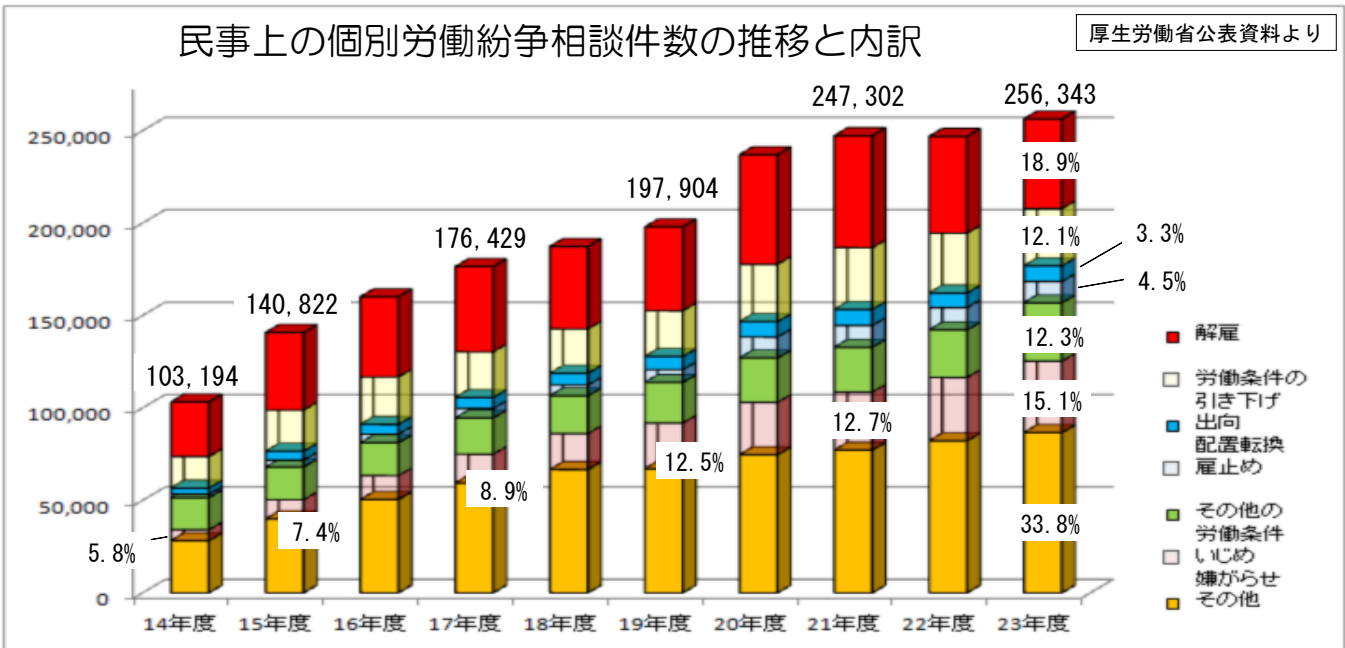
厚生労働省は、5月29日に全国の各労働局、労働基準監


督署などに寄せられた総合相談件数の推移等を公表しましたが、相談件数は100万件超で高止まりしています。

また、民事上の個別労働紛争相談は256,343件となっており、その中では『いじめ・嫌がらせ』が15.1% (件数ベースで前年度比16.6%増) と、『解雇』の18.9%に次いで多くなっています。

パワーハラは、上司から部下だけでなく、同僚間や部下から上司にも行われる、つまり、誰もが当事者となり得るものです。パワーハラ問題をなくすためには、すべての働く人たちの意識改革が求められます。

(P2に続く) 



 <h2>目次</h2> <p>◆インタビューこの人にききました (P4) 特定非営利活動法人 リラクセーション桜 理事長 吉岡尚美さん </p> <p>●職場からパワーハラをなくそう P1~P2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●労務管理アドバイス P3 ●夏季一時金要求・妥結状況 (最終結果) P4 ●主要労働経済指標 P5 ●地域労働講座の開催日程 P6 ●県内の動き P7 ●労委だより P7 ●WLBセミナー、労働相談のお知らせ P8
--	--

パワハラの概念を提言

年々増加するパワハラ問題に対して、厚生労働省は「職場のいじめ・嫌がらせ問題」に関する円卓会議とワーキング・グループを発足し検討を行ってきました。

こうした中で、円卓会議では2012年3月15日に「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を取りまとめ、職場のパワーハラスメントの概念を「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう」と位置づけました。

また、パワハラの実例的な行為類型（典型的なものであり、すべてを網羅するものではない）を次のとおり示しました。

- ① 暴行・障害（身体的な攻撃）
- ② 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）

- ③ 隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）
- ④ 業務上明らかに不必要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）
- ⑤ 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）
- ⑥ 私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）

職場のパワハラをなくすために

パワハラ等に関する相談は、大分県労政・相談情報センター（右表参照）にも多く寄せられています。

職場のパワハラをなくすためには、円卓会議の提言に示されているように、組織のトップマネジメントの立場ではパワハラ問題が生じない組織文化づくりを、職場の上司は自らがパワハラをしないことはもちろん、部下にもさせない職場管理が求められます。また、職場で働く人の立場では、互いの人格を尊重し合うこと

や、上司や同僚との間で協力し合えるコミュニケーションを形成する努力が求められます。

職場からパワハラをなくすことは、働く人の尊厳や人格が大切にされる社会を創っていくことにつながります。円卓会議の提言で示された概念や行為類型をもとに、企業や労働組合、職場の一人ひとりがそれぞれの立場から取り組むことが必要です。

相談内容	23年度	23年度 (8月末)	24年度 (8月末)
労働組合等に関する事 (労働組合の結成、団体交渉など)	14	6	2
労働条件に関する事 (賃金、労働時間、解雇など)	582	249	279
雇用に関する事 (配置転換、離職票など)	58	30	32
勤労者福祉に関する事 (雇用保険、労災保険など)	105	47	53
男女雇用機会均等に関する事	18	7	8
セクハラに関する事	13	6	4
その他	261	125	77
パワハラ、いじめ・嫌がらせに関する事	67	22	37
件数計	1038	464	451

大分県労政・相談情報センターへの内容別相談件数

労働トピックス 労働契約法一部改正 ~有期労働契約の新しいルール~

有期労働契約(※)の反復更新の下で生じる雇止めに対する不安を解消し、働く方が安心して働き続けることができるようになるため、労働契約法が改正され、有期労働契約の適正な利用のためのルールが整備されました。

※ 有期労働契約・・・1年契約、6か月契約など契約期間の定めのある労働契約のことをいいます。有期労働契約であれば、パート、アルバイト、契約社員、嘱託など職場での呼称にかかわらず、対象となります。

1 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

○ 有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合(※1)は、労働者の申込みにより、無期労働契約(※2)に転換させる仕組みを導入する。

(※1) 原則として、6か月以上の空白期間(クーリング期間)があるときは、前の契約期間を通算しない。

(※2) 別段の定めがない限り、申込時点の有期労働契約と同一の労働条件。

2 有期労働契約の更新等(「雇止め法理」の法定化)

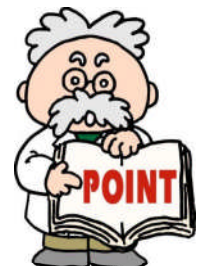
○ 雇止め法理(判例法理)を制定法化する。(※)

(※) 有期労働契約の反復更新により無期労働契約と実質的に異なる状態で存在している場合、または有期労働契約の期間満了後の雇用継続につき、合理的期待が認められる場合には、雇止めが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、有期労働契約が更新(締結)されたものとみなす。

3 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

○ 有期契約労働者の労働条件が、期間の定めがあることにより無期契約労働者の労働条件と相違する場合、その相違は、職務の内容や配置の変更の範囲等を考慮して、不合理と認められるものであってはならないと規定する。

施行期日：2については公布日(平成24年8月10日)。1、3については公布日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日。





【執筆】

社会保険労務士

二村 織江

社会保険労務士事務所
アペイユ

精神障害に関する労災請求件数の増加を受けて、昨年の平成23年12月、厚生労働省は、それまで精神障害の労災認定の基準としてきた「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」を改め、わかりやすい基準でより迅速な判断ができるよう新たに「心理的負荷による精神障害の認定基準」を定めました。

今回は、主にその改善の内容についてお伝えしていきます。

労災認定要件

まず、基本となる労災認定要件は以下の通りです。

【労災認定要件】

- ① 認定基準の対象となる精神障害を発病していること
- ② 認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね6カ月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること
- ③ 業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと

主な改善点

主な改善点は以下のとおりです。

【時間外労働時間数の明示】

長時間労働がある場合の評価方法として、労働時間数の目安が具体的に定められました。

例えば、心理的負荷が「強」とされる「特別な出来事」としての「極度の長時間労働」として「発病直前の1か月におおむね160時間以上の時間外労働を行った場合」等です。

また、「特別な出来事」以外

労務管理アドバイス

大分県社会保険労務士会

～心理的負荷による精神障害の労災認定基準について～

の出来事として、「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」が具体的出来事として新たに追加され、特に「発病直前の連続した2カ月間に、1月当たりおおむね120時間以上の時間外労働を行い、その業務内容が通常その程度の労働時間を要するものであった」場合は、心理的負荷の強度を「強」と判断するとしています。



【具体例の記載】

心理的負荷表に、新たに「心理的負荷の強度を判断する具体例」が記載されました。

また、心理的負荷が「強」とされる「特別な出来事」の「心理的負荷が極度のもの」にセクハラに関する行為が例示されました。

【評価期間】

従前は、例外なく発病前おおむね6カ月以内の出来事のみで評価されていましたが、セクハラやいじめが長期間継続する場合には、6カ月を超えて開始時からのすべての行為を評価の対象とするとしています。

【評価方法】

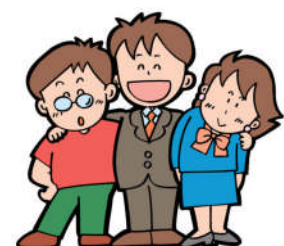
複数の出来事が生じた場合の評価方法がより具体的に定められました。

また、審査方法の改善として

従来はすべての請求を精神科医の専門部会で協議していたものを、判断が難しい事案のみを協議するとして、労災認定の迅速化を図っています。（なお、認定基準の詳細はインターネットや労働局・各労働基準監督署にある「精神障害の労災認定」のパンフレットでご確認ください。）

日本の自殺者数は、平成10年から3万人を超え、その後高止まりの状況が続いていますが、精神障害に関する労災補償の請求件数は、平成11年頃から急激に増加し始め、現在も増加傾向が続いています。（平成23年度の請求件数は1,272件、うち支給決定件数は325件（認定率：30.3%）となっています。）平成11年、厚生労働省は「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」を定め、その後それに基づいて労災認定が行われるようになりましたが、その頃、一方で電通の過労自殺訴訟が行われ、仕事によるストレスが関係したうつ病などの精神障害が労災として認められるという認識が広がったといわれています。

今回、精神障害に関する労災認定基準がより明確になったことにより、労災請求や会社の安全配慮義務違反を理由とした損害賠償が更に増加することも予想され、会社としても新しい認定基準を踏まえた対応が必要になっています。





インタビュー

この人にききました

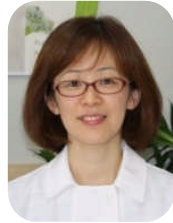
特定非営利活動法人

リラクセーション桜

理事長 吉岡 尚美 さん

大分市豊町1-3-4

<http://www.nposakura.jp/>



地域還元型ココロ・カラダケア事業

NPO法人リラクセーション桜は、メンタルヘルス研修やリラクセーション講習を活用して健康的な地域づくりのための事業を行うとともに、利用料金を各種イベントやボランティア活動、人材育成のための費用として県民の皆さんへ還元する事業を展開しています。

今回の「インタビューこの人にききました」では、理事長の吉岡尚美さんにお話をお聞きしました。

メンタルヘルス予防と従業員への対応

職場のメンタルヘルス予防では、経営者がきちんと計画を立て、従業員への研修を実施することはもちろんで

すが、「従業員だけが予防に努めようとしても意味がない。管理職の役割がとても重要です」と、吉岡さん。管理監督者（ラインケア）の知識・技術・態度の向上が最も効果的で持続性が高いとのこと。

また、従業員が実際に精神疾患に陥った場合の対応については「精神疾患にも様々な症状があり、会社だけで対応するのは危険。必ず専門家と連携する必要がある」とのこと。専門家の意見を聞いた上で、本人が受診を望まなくても正常な業務遂行ができなければ、会社が受診させることも時には必要だそうです。自殺の危険性を感じた場合は、家族に会社へ来てもらい事情を説明するなど、とにかく本人を一人にさせないことが重要です。

治療をはじめて3ヶ月経過しても回復の兆しが見えない時は、受診期間を変えることも必要だそうです。

経営者、労働者の皆さんへアドバイス

経営者の皆さんが職場のメンタルヘルスをうまくマネジメントできれば、従業員が「幸せ」で「会社に愛着」を持ち「成果を挙げて貢献したくなる」会社になるでしょう。労働者の皆さんも効果的な食事、運動や、休養・リラクセーション、睡眠で自らメンタルヘルス不調を予防することができます。

メンタルヘルスに関する教育研修や情報を取り入れ、予防することの重要性を理解してほしいと思います。

平成24年夏季一時金要求・妥結状況（最終結果：7月31日現在）

県労政福祉課調査

1 概況

調査対象178事業所のうち要求を把握できたのは159事業所（89.33%）で、そのうち妥結した事業所は156事業所（要求把握事業所の98.11%）となっています。

2 妥結状況

妥結した156事業所の平均妥結額は563,490円（2.14月分）となっています。業種別妥結額で最も高いのは「情報通信業」の862,432円で、最も低いのは「繊維工業」の217,985円となっています。業種別妥結月数で最も高いのは「電気・ガス業」の2.61月分で、最も低いのは「繊維工業」の0.79月分となっています。

（注）・数字はすべて加重平均です。

・平均賃金とは、基本給に通勤手当、家族手当等を加えた所定労働時間内勤務に対する賃金の平均です。

産 業	要 求					妥 結		
	要求 組数	平均 年齢	平均賃金 (円)	要求額 (円)	要求 月数	妥結 組数	妥結額 (円)	妥結 月数
食料品・材	6	36.4	243,874	632,477	2.59	6	448,463	1.84
繊維工業	3	43.0	195,313	456,264	2.30	3	217,985	0.79
パルプ・紙・紙加工品	3	40.0	239,744	540,167	2.26	3	439,555	1.78
化学・石油・プラスチック	9	40.1	256,175	684,888	2.63	9	656,955	2.49
窯業・土石	7	41.0	295,071	750,563	2.50	7	727,814	2.40
鉄鋼非鉄	4	39.6	284,189	622,547	2.18	4	615,016	2.15
金属製品	2	40.5	242,423	623,043	2.58	2	604,231	2.50
機械器具	2	39.6	215,723	539,227	2.50	2	539,227	2.50
電気機械器具	4	42.0	319,191	739,926	2.31	4	726,062	2.26
輸送用機械器具	12	34.9	237,176	613,362	2.58	11	594,226	2.50
電子部品・デバイス・電子回路 その他	2	40.4	235,496	533,760	2.28	2	531,095	2.28
鉱業 採石業 砂利採掘業	4	43.2	285,693	643,327	2.26	4	617,815	2.17

産 業	要 求					妥 結		
	要求 組数	平均 年齢	平均賃金 (円)	要求額 (円)	要求 月数	妥結 組数	妥結額 (円)	妥結 月数
建設業	6	40.2	255,447	563,196	2.18	6	513,989	2.01
電気・ガス業	5	38.9	301,037	898,421	3.00	5	786,872	2.61
情報通信業	2	34.9	332,557	979,955	2.95	2	862,432	2.60
運輸業 郵便業	20	41.5	229,218	622,851	2.68	20	476,538	2.03
卸売業 小売業	19	35.8	250,138	487,095	1.97	19	450,179	1.81
金融業 保険業	2	34.7	274,315	411,472	1.50	2	411,472	1.50
宿泊業 飲食サービス業	4	35.7	230,942	453,394	1.95	4	343,810	1.47
教育 学習支援業	7	38.4	236,850	412,869	1.78	6	394,638	1.61
医療、福祉	15	38.9	249,076	448,998	1.80	15	429,626	1.73
複合サービス事業	13	37.9	243,284	453,840	1.86	13	390,638	1.60
サービス業	8	36.7	264,647	585,517	2.25	7	593,868	1.92
全産業計	159	38.8	260,396	610,911	2.34	156	563,490	2.14

主要労働経済指標

項目 年月	賃金の動き						労働時間の動き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間 (時間)		所定内労働時間 (時間)		所定外労働時間 (時間)	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
21年平均	355,223	302,082	288,478	249,729	66,745	52,353	147.3	155.0	136.4	143.3	10.9	11.7
22年平均	360,276	305,313	291,210	252,618	69,066	52,695	149.8	160.3	137.8	146.4	12.0	13.9
23年平均	362,223	303,257	291,784	250,496	70,440	52,762	149.0	157.3	137.1	144.0	11.9	13.3
6月	529,985	452,108	292,459	251,093	237,526	201,015	155.1	161.6	143.6	148.6	11.5	13.0
7月	421,160	327,018	291,921	250,742	129,239	76,276	152.5	159.2	140.6	146.5	11.9	12.7
8月	300,727	259,813	290,415	252,019	10,312	7,794	148.4	157.3	137.0	144.4	11.4	12.9
9月	297,953	252,055	292,215	251,492	5,738	563	150.4	157.4	138.5	144.0	11.9	13.4
10月	300,876	256,788	293,888	250,855	6,988	5,933	150.0	158.3	137.7	145.0	12.3	13.3
11月	314,536	272,240	293,350	251,303	21,186	20,937	152.1	156.7	139.8	143.9	12.3	12.8
12月	668,705	544,475	293,666	253,135	375,039	291,340	150.1	157.4	137.4	144.2	12.7	13.2
24年 1月	296,910	258,150	287,575	247,217	9,335	10,933	140.9	152.2	128.9	138.5	12.0	13.7
2月	293,562	261,291	290,320	260,661	3,242	630	151.4	153.4	139.1	142.3	12.3	11.1
3月	310,553	289,196	292,487	257,907	18,066	31,289	152.6	155.8	139.8	144.3	12.8	11.5
4月	302,938	257,924	293,019	255,688	9,919	2,236	153.6	158.3	140.9	147.9	12.7	10.4
5月	297,556	273,772	289,048	253,123	8,508	20,649	148.3	152.7	136.2	142.6	12.1	10.1
6月	523,271	420,203	290,433	253,153	232,838	167,050	154.9	159.0	142.9	148.4	12.0	10.6
7月	408,922		289,540		119,382		153.2		141.2		12.0	

資料出所

厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上)
(大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)

項目 年月	一般職業紹介状況(学卒除く。パート含む)				消費者物価指数 (総合)17年=100		鉱工業生産指数 (季調済)17年=100 ※年指数は原指数		1世帯当り(勤労者世帯) 家計消費支出(円) 農林漁家世帯を含む	
	新規求人倍率 (季節調整値)		月間有効求人倍率 (季節調整値)		全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市
21年平均	0.79	0.81	0.47	0.48	100.3	101.2	81.1	91.7	317,195	263,929
22年平均	0.89	0.93	0.52	0.56	99.6	99.8	94.4	98.5	318,315	292,191
23年平均	1.06	1.03	0.65	0.66	99.8	100.1	91.3	96.1	308,848	320,368
6月	1.00	0.99	0.63	0.66	99.9	100.3	92.6	96.4	286,056	276,735
7月	1.07	1.01	0.64	0.66	100.0	100.1	93.0	102.1	309,356	312,123
8月	1.05	1.01	0.66	0.66	100.3	100.4	93.6	101.5	309,078	321,756
9月	1.11	1.06	0.67	0.64	99.9	99.8	90.5	94.1	298,931	340,009
10月	1.13	1.07	0.67	0.68	100.0	100.0	92.5	95.8	314,275	331,907
11月	1.18	1.02	0.69	0.67	99.8	100.3	90.0	90.8	295,066	292,882
12月	1.22	1.07	0.71	0.66	99.9	100.2	93.4	99.7	351,861	404,002
24年 1月	1.20	1.20	0.73	0.70	99.6	99.9	95.2	103.0	309,483	307,087
2月	1.27	1.16	0.75	0.73	99.8	100.2	94.4	95.3	242,949	368,405
3月	1.19	1.08	0.76	0.71	100.3	100.5	95.6	103.4	329,671	292,276
4月	1.28	1.12	0.79	0.71	100.4	100.5	95.4	95.6	339,069	376,942
5月	1.35	1.18	0.81	0.74	100.1	100.5	92.2	89.6	304,653	337,998
6月	1.32	1.08	0.82	0.73	99.6	99.7	92.6	96.8	292,937	279,091
7月	1.31	1.20	0.83	0.74	99.3	99.4	91.7		312,592	322,043

資料出所

厚生労働省 大分労働局 厚生労働省 大分労働局 総務省統計局「消費者物価指数」 経済産業省 県統計調査課「鉱工業生産動向」 県統計調査課「鉱工業生産指数月報」 総務省統計局「家計調査」

(注) ●*は速報値・空欄は未公表

●一般職業紹介状況の月次は季節調整値(平成20年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。年平均は原数値)

平成24年度労働講座（中央会場）を開催

県労政福祉課は、平成24年8月2日（木）に、平成24年度労働講座（中央会場：九州労働金庫大分支店5階会議室）を開催し、県内の事業所か



平成24年度労働講座（中央会場）

ら135名の受講者が参加しました。

本年度の講座は、「パワーハラスメント最新事情～職場のパワハラ予防と解決法～」と題して、職場のハラスメント研究所代表理事の金子雅臣氏（労働ジャーナリスト）に講演をしていただきました。講演では「最近ではセクハラだけでなくパワハラも裁判で争われ、事業所の安全配慮義務が問われるケースもある。厚労省も円卓会議でパワハラ概念

を示しており、各事業所でのパワハラ予防が必要。実際に従業員からパワハラの訴えがあった場合には、訴えに応じた対応と解決策が必要になる。」などの話があり、受講した参加者の皆さんも熱心に耳を傾けていました。

県労政福祉課では、本労働講座を皮切りに県内6会場地域労働講座を開催する予定です。詳しい日程は下記をご覧ください。



講演する金子雅臣氏

平成24年度 地域労働講座開催日程

県労政福祉課は、県民の労働問題に関する認識を深め、労使関係の安定と向上を図ることを目的として、地域労働講座を県内6会場で開催します。

この講座は、経営者、労務管理担当者、労働者などなたでも受講できます。（受講料は無料です。）

受講を希望する場合は、大分県商工労働部労政福祉課までお問い合わせください。

<問合せ・申込先>

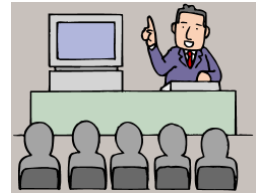
〒870-8501 大分市大手町3-1-1

大分県商工労働部労政福祉課

労働相談・啓発班

TEL 097-506-3354

FAX 097-506-1827



地域	日時	会場	テーマ	講師
北部	H24.10.16(火) 18:30～20:30	県中津総合庁舎3階大会議室 (中津市中央町1-5-16)	「これから元気に働くために～職場のメンタルヘルス対策～」	NPO法人リラクセーション桜 理事長 吉岡 尚美 氏
南部	H24.10.23(火) 13:30～15:30	県佐伯総合庁舎4階大会議室 (佐伯市大字長島町1-2-1)	「パートの労務管理～パートにも適用される関係法令～」	特定社会保険労務士 轟 憲人 氏
東部	H24.11.1(木) 14:00～16:00	県日出総合庁舎2階大会議室 (遠見郡日出町字仁王山3531-24)	「職場のメンタルヘルス～第1次予防の重要性とセルフケア」	社会保険労務士 二村 織江 氏
豊肥	H24.11.6(火) 13:30～15:30	県豊後大野総合庁舎3階大会議室 (豊後大野市三重町市場1123)	「医療・福祉職場の労務管理」	弁護士 森脇 宏 氏
西部	H24.11.9(金) 13:30～15:30	県日田総合庁舎4階大会議室 (日田市城町1-1-10)	「医療・福祉職場の労務管理」	弁護士 寺崎 直史 氏
中部	H24.11.15(木) 18:30～20:30	コンパルホール3階305会議室 (大分市府内町1-5-38)	「働く人の心の健康づくり」	大分県立看護科学大学 教授 影山 隆之 氏

大分県内の企業・働く皆さんへ 11月21日(水)ノ一残業デーにしませんか

大分労働局では大分県内の企業に一斉ノ一残業デーを呼びかけています。詳細は、大分労働局労働基準部監督課(TEL 097-536-3212)へ。

大分県最低賃金が変わります

平成24年10月4日 効力発生日

653円(時間額)

特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

詳細サイト <http://www.saiteichingin.info/>

半世紀で100万社が利用! 安心と信頼の国の退職金制度

中小企業退職金共済制度

- 国から掛金の助成を受けられます。
- 掛金は全額非課税で、手数料はかかりません。
- 外部積立型だから管理も簡単。
- 適格退職年金制度から移行できます。

詳しくは
ホームページを
ご覧ください。

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

〒105-8077 東京都港区芝公園1-7-6 TEL (03)3436-0151(代表) FAX(03)3436-0400
独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

◆ TOPIX ◆ 県内の動き

第 1 回労働判例研究会

— 大分県経営者協会 —



県経営者協会 第1回労働判例研究会

大分県経営者協会は7月25日(水)、大分市トキハ会館で「第1回労働判例研究会」を開催し、「時間外労働と残業代をめぐる問題」をテーマに、田中保之弁護士、吉田祐治弁護士の講演や、参加者を交えた質疑・討議が行われました。

この研究会は、労働問題の基礎的な知識や事例、判例を弁護士から分かりやすく解説してもらい、対処法などを学んでいくものです。今年度の第2回(9月27日)の研究会では「人事異動に伴う賃金減額」をテ

マに、第3回(2月20日)の研究会では「メンタルヘルス問題」をテーマに開催する予定です。

平和行動in大分

— 連合大分 —

連合大分は8月25日(土)、「2012平和行動inおいた」を開催し、「ふじ学徒隊～戦場に散ったそして生き抜いた少女たち～」の映画上映や、連合大分女性委員会・青年委員会による「平和祈念館やわらぎ(佐伯市)」の戦跡報告が行われました。

その後、米軍基地の整理・縮小、日米地位協定の抜本改定、核兵器の廃絶などを盛り込んだ「平和アピール」が採択され、大分市ガレリア竹



県内各地で街宣行動等を行う平和キャラバンの出発式

町・トキハ前での街宣行動・ビラ配布行動が行われました。

第 24 回定期大会

— 大分県労連 —

大分県労連は9月1日(土)、第24回定期大会(別府ニューライフプラザ)を開催し、新議長に日野智子氏(医労連)が選出されました。



大会では、労働者の待遇改善(賃金引き上げ、労働時間短縮など)、組織拡大(1割純増)、国民的課題(原発ゼロ、消費税引き上げ反対、TPP参加反対など)への取り組みを盛り込んだ2013年度運動方針が承認されました。

また「働きがいのある人間らしい仕事(ディーセントワーク)の実現をもとめて、団結を強めて運動を前進させる」とした大会宣言が採択されました。

大分県労働委員会
悩まず どんとこい労働相談

ご存じですか?労働委員会 ～雇用のトラブル、まず相談～

日 時 : 10月1日(月)～10月7日(日)
平 日 : 9時～20時(来所相談の受付は18時30分まで)
土・日 : 9時～17時(来所相談の受付は16時まで)
○電話での相談: 097-536-3650
097-506-5241
097-506-5251

○来所での相談: 大分県労働委員会事務局(県庁舎本館7F)

※土・日に来所相談をされる方は、県庁舎本館裏玄関をご利用ください

相談は無料です
秘密は厳守いたします
お気軽にご相談ください

- 賃金未払
- 解雇
- 労働条件
- パワハラ

労委だより

大分県労働委員会事務局

平成24年7月～8月の概況

◎審査事件関係

種 別	新 規	6月から繰越	終 結	9月へ繰越
不当労働行為事件	0	0	0	0
労働組合資格審査	0	0	0	0

◎調整事件関係

種 別	新 規	6月から繰越	終 結	9月へ繰越
あつせん	1	0	1	0
調 停	0	0	0	0
仲 裁	0	0	0	0

◎個別労働関係紛争関係

種 別	新 規	6月から繰越	終 結	9月へ繰越
あつせん	0	0	0	0

◎会議の開催状況

7月10日第1503回定例総会 8月28日第1505回定例総会
7月24日第1504回定例総会

大分県労働委員会
労働相談ダイヤル

097-536-3650

大分県労働委員会では、無料で労働相談を実施しています。

解雇、賃金未払い、配転など 労使間トラブルでお困りの方は、お気軽にご相談ください。

大分県労働委員会(県庁舎本館7階)
〒870-8501

大分市大手町3丁目1番1号

※相談時間は、9時から17時まで

WLBは企業の経営戦略！ ワーク・ライフ・バランスセミナー開催

日 時：平成24年10月29日（月）
13:30～16:00（13:00～受付）

会 場：九州労働金庫大分支店5階会議室
大分市寿町1-3

対象者：☆150名☆
経営者、人事労務管理者、ワーク・ライフ・
バランスに関心のある方など

参加費：無料

<問合先・申込先>

〒870-8501 大分市大手町3-1-1
大分県商工労働部労政福祉課労政福祉班
TEL 097-506-3327 FAX 097-506-1827

主 催／大分県、大分市

共 催／大分労働局、連合大分、大分県経営者協会、大分
県商工会議所連合会、大分県商工会連合会、大分
県中小企業団体中央会、大分経済同友会

第1部 講演(13:35～15:00)

「個人も組織も成長するワーク・ライフ・バランス」

講 師 佐々木 常夫 氏
(ささき つねお)
株式会社
東レ経営研究所
特別顧問



第2部 パネルディスカッション(15:10～16:00)

「女性の参画が社会を変える！
～企業における女性活用のメリット～」

職場や仕事の悩み、トラブルは 大分県労政・相談情報センターの労働相談へ



ご相談・お問い合わせは

労働相談専用電話

フリーダイヤル・・・0120-601-540
携帯・公衆電話用・・・097-532-3040

非正規雇用相談専用ホットライン

専用電話・・・・・・・・・・097-506-3351

大分県労政・相談情報センターでは労働問題全般の
相談を受け付けています。労働相談には次の3種類が
あります。各相談とも予約不要、相談無料です。

通常労働相談(随時)

- ◇受付：月曜～金曜の毎日8時30分～17時15分
(祝日、12/29-1/3を除く)
- ◇相談方法：来所または電話
- ◇県職員が直接相談を受けますので、秘密厳守です
- ◇場所：大分県庁本館7F労政福祉課労働相談室

巡回特別労働相談(無料)

- ◇毎月1回、県内を巡回しながら開催
- ◇弁護士、社会保険労務士等が相談お受けします
- ◇当日来所いただけない人は電話相談もできます
- ◆10月31日(水) 別府会場
【場所】別府市ニューライフプラザ2F第2セミナー室
- ◆11月27日(火) 大分会場
【場所】大分文化会館2F第2会議室
- ◇受付：両日とも13時15分～16時15分

労働なんでも相談(無料)

- ◇巡回相談開催地以外の県下各市町村で開催
- ◇県職員が相談をお受けします
- ◇当日来所いただけない人は電話相談もできます
- ◆10月4日(木) 日出会場
【場所】大分県日出総合庁舎2F大会議室
- ◆11月8日(水) 中津会場
【場所】大分県中津総合庁舎3F大会議室
- ◇受付：両日とも11時～15時

「労働おいた」へのご意見・ご感想をお寄せください。

大分県商工労働部労政福祉課

〒870-8501 大分市大手町3-1-1
TEL097-506-3354/FAX097-506-1827
E-mail:a14530@pref.oita.lg.jp



Web労働おいた

[http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/
rodooita-0000.html](http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodooita-0000.html)

おいたの労働

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/>